# 長与町農業委員会会議録

平成２９年７月２０日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

# 平成２９年７月農業委員会総会

１．　日時　　平成２９年７月２０日（木）　　９時３０分から１１時０４分

２．　場所　　長与町役場４階第２委員会室

３．　出席委員（１２名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 会長 | １番　水谷　勉 | | |
| 会長職務代理者 | ２番　柳原　厚志 | | |
| 委員 | ３番　崎山　光子 | ４番　古立　英明 | ５番　辻田　晶夫 |
| | ６番　田中　稔 | ７番　柿本　香代 | ８番　岡﨑　道子 |
| | ９番　渡邉　章三 | １０番　山本　純博 | １１番　上杉　司 |
| | １２番　益冨　雅彦 | | |

４．　欠席委員（０名）

５．　議事日程

| | |
|---|---|
| 第１ | 議事録署名委員の指名　　仮番号１　水谷　勉　仮番号２　山本　純博 |
| 第２ | 第１号議案　農業委員会会長及び職務代理者の互選について |
| 第３ | 第２号議案　議席の決定について |
| 第４ | 第３号議案　長与町農地利用最適化推進委員の選任について |

６．　長与町長　吉田　愼一

７．　農業委員会事務局職員

| | |
|---|---|
| 事務局長 | 和田　弘 |
| 課長補佐 | 村田　佳美 |
| 農政農地係長 | 森　雅之 |

事務局　皆さん、おはようございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。皆様は、改正農業委員会法による新体制での委員となります。これから３年間よろしくお願いいたします。現在の席順は、推薦及び募集時の受付番号順でございます。第２号議案議席の決定についてまでこの番号で進めていきたいと思います。

それでは、長与町農業委員会総会を開催いたします。長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は全員出席であることを報告いたします。

委員辞令交付を行います。委員さんのお名前を読み上げますので、随時、町長の前の方にお願い致します。なお、辞令を受け取りましたら、自席までお戻り下さい。

【町長より委員へ辞令を交付】

事務局　以上で辞令交付を終わります。ご協力ありがとうございました。それでは、吉田町長よりご挨拶を頂戴いたします。

町　長　おはようございます。本日は、ご多用の中、農業委員会総会にご出席いただきまして、心からお礼申し上げます。皆様方には、平素から農業振興を中心に、町行政全般にわたりまして、格別のご理解とご協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

昨年の４月１日に農業委員会等に関する法律が改正され、従来の公職選挙法に基づく選任から、町長が議会の同意を得ての任命、農業委員の過半は認定農業者の就任を求めるなど大きく制度が改正されました。ここにおられます皆様方が新制度での農業委員の就任となります。委員の皆様には、心からお祝い申し上げます。

ご承知のとおり農業は、食料の安全供給を担う重要な産業であると同時に、自然環境の保全、良好な景観の形成、地域文化の伝承など、多面的な機能を担っています。しかしながら、我が国の農業を取り巻く環境は、大変厳しい状況であります。本町におきましても、農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加など、一段と厳しい状況にあります。

農業委員会では、農地を守り、次世代へと継承し、地域、農家の現場の声を大事にしながら、耕作放棄地の解消、土地の有効利用を促進し、農業振興の向上を図っていくことは、大変重要と認識しております。どうか、農業者の信頼と期待に応じ、地域農業の発展、推進のために地域の世話役人として、ご活躍いただきたいと思います。

ご案内のとおり、会長、職務代理者を互選していただき、また、農地利用最適化推進委員の選任についても、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

結びになりますが、本町の農業振興に皆様のお力添えをお願いしますとともに、皆様のご多幸、ご活躍を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。

事務局　ありがとうございました。次に議案審議に入る前に初回でございますので、皆さんに自己

紹介をお願いしたいと思います。簡単で結構でございます。それでは、仮番号１番の水谷委員さんからお願いしたいと存じます。

【委員、職員の自己紹介】

事務局　以上で挨拶、自己紹介を終了致します。

本日の総会は、先ほども申し上げたとおり、初めての総会でございます。従いまして農業委員会等に関する法律第２７条第１項の規定により委員の任期満了の後、最初に行われる総会は、市町村長が招集する規定となっていますので、新会長が決定するまで町長が仮議長をいたします。スムーズな進行となりますようよろしくお願いいたします。それでは、町長よろしくお願いいたします。

仮議長　新会長が決定するまで暫くは町長が行うということですので、これより平成２９年７月の総会の議案審議に入りたいと存じます。長与町農業委員会総会規則第１８条の規定により議事録署名委員の指名をしたいと思います。議事録署名委員に受付番号の順で、仮番号１、水谷委員、同じく仮番号２、山本委員を指名いたします。よろしくお願いします。

議案の議事に入る前に、委員皆さん方にお断りをいたしますが、農業委員会等に関する法律第３２条によりまして、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。と規定されています。従って、公開されるということですので、議案の審議内容に沿った、ご発言をいただきますよう重ねてお願いいたします。ご意見並びに質問等は、挙手をして頂き、委員番号、氏名を言っていただき、そして議長の許可を得てからの発言となります。ご意見並びに質問等の内容によっては、協議会に落とすこともございます。

それでは、議案の審議に入ります。第１号議案会長及び職務代理者の互選についてを議題といたします。互選の方法等について事務局に説明を求めます。

事務局　第１号議案会長及び職務代理者の互選についてご説明致します。農業委員会会長の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第５条第２項の規定により委員の互選によって決められることとなっております。この互選は、選挙権者が同時に被選挙権者として、相互に選挙することでありますから、投票によって行うのが原則となっております。ただし、地方自治法第１１８条第２項及び第３項の規定により指名推選の方法によることも認められております。指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかを会議に諮り、委員全員の同意があった者を当選人とするとなっております。従いまして、指名推選による場合には、次の３つのことについていずれも異議がなかった場合にのみ、当選が決定するということになります。第１に指名推選によることについて、全員に異議がな

いこと。第２に指名の方法について、全員に異議がないこと。第３に指名者を当選人とすることについて、全員に異議がないことが、必要条件になります。以上でございます。

仮議長　ただ今、事務局より説明がありましたが会長及び職務代理者選出について、どのような方法で行ったらよろしいかお諮りいたします。大きく分けて投票による選挙と指名推選の２種類がありますが、どちらの方法がよろしいでしょうか。
仮番号８、渡邉委員。

仮番号８　投票で行ったほうがいいと思います。

仮議長　ただ今、投票で行うという意見がありましたが、他にありませんか。
仮番号３、柳原委員。

仮番号３　今、選挙という話ですが、推薦もできますか。

仮議長　推薦することもできますが、２名以上の推薦があれば選挙となりますがよろしいですか。

仮議長　ただ今、投票がいいという意見と、推薦がいいという意見がでましたが、どちらがよろしいですか。
仮番号１、水谷委員。

仮番号１　私は、会長選挙に立候補しようと思っておりますので選挙がいいと思います。

仮議長　それでは、選挙、推薦、立候補との意見がでましたので、お諮りしたいと思います。
選挙を行いたいとのご意見の方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

仮議長　全員、選挙による選出に挙手されましたので、選挙による方法で進めさせていただきたい

と思います。準備等を行いますので、しばらくの間休憩と致します。

仮議長　休憩を解き、会議を再開いたします。先ほど、選挙による選出という事に決まりましたので、立候補する方または、推薦する方はいらっしゃいませんか。
仮番号１、水谷委員。

仮番号１　今回私は、立候補をして所信を述べて、皆さんに同意を求めながら農業委員会を活性化していきたいということで立候補させていただきます。

仮議長　ただ今、水谷委員より立候補の弁がございました。他にどなたかいらっしゃいませんか。
仮番号６、田中委員。

仮番号６　私も、自己紹介のときに申しましたとおり３期目になりますが、最後に町へご奉公したいという思いがあり再度立候補したいと思います。

仮議長　ただ今、田中委員も立候補されました。他にありませんか。

【他に立候補、推薦無し】

仮議長　他に、立候補者がないようですので、水谷委員と田中委員を会長候補者といたします。
それでは、お二人の選挙となりますので、考え方についてお話いただきます。まず、水谷委員お願いします。

仮番号１　今回立候補するに当たり、考え方、経過について申し述べたいと思います。退職後より農業に従事しておりますが、長与の農業、農業委員会は今のままでいいのか、農業の活性化をするために農業委員、会長選に立候補をしてはどうかと農業委員を経験した先輩方から電話をいただき、いろいろ悩みましたが、今、この声を大事にして長与の農業を活性化しなければいけないと思っています。
私の２年間の農業委員としての活動を振り返ってみると、農地法第３条、４条、５条に関する許認可や、農地の実態調査を中心に活動してきたが、受身の状態で終わっている。これからどうしたらいいかと考えると、農地利用状況調査の結果を分析し、農家と協議しながら

農地利用計画を策定する中心的な役割を担っていくのが農業委員会ではないかと考えている。そのため、リーダーシップをとって活動するために会長選へ立候補しました。

次に、農業従事者の高齢化が叫ばれているが、長与町は兼業農家が多いのでそれを逆手にとって退職後の方を農業従事者に巻き込んでいけばどうかと考えている。長与の農地は、過去、みかん畑が５００ｈａあったが、現在は２００ｈａまで減少している。みかん部会の会員も２００名程度だが、今後１年に１０名程度離農していくと１０年で半分になってしまうので、今、手を打たないといけないと考えている。農業は人と農地の組み合わせなので、このバリエーションをいかに増やすか。特に長与町は立地的に都市近郊農地であるので、地産地消が叫ばれる中、直売所の充実や給食の食材を利用することにより潜在的に１０億円規模の市場が見込まれる。大型農業ばかりではなく、中、小規模の農業の作付けの類型を地域で話し合うことで、地域の実態にあった物を積極的に組み立てていけばどうかと思う。それが農業委員会の役割だと思う。当然、バックには、行政があり、ＪＡがあり、先頭には農家があるが、そういう所を後押ししていかないといけない。農業委員の任期は３年です。スピード間を持って３年間で行わないと長与のみかん産地は維持できない。水田の裏作も、いろいろと推進していくと、たまねぎやジャガイモなどの給食の根菜類もできる。こういうことを農業委員会として音頭をとりながらやっていけばどうかという事です。

それから農地流動化が問題となっている。今現在、行政とＪＡで１０ｈａの大規模基盤整備を計画しています。５ｈａ、１ｈａの小規模基盤整備も行政で行っていますが、これも農地中間管理事業を利用することができるので、行政と一体となって農業委員会もやっていけたらと考えます。

私は、農地の管理と人づくり、これについて、特に人づくりについては、農業委員会の地域のみなさんの役割ではないかと考える。ここでは、崎山委員が消費者の代表として出ておられますが、そのような目線で、今長与に何が求められているか、そういうものを含めて、ぜひ農業委員会を活性化し、みなさんと一緒に地域の中に入って行きたいとの思いで、立候補を決意しました。

仮議長　ありがとうございました。今、水谷委員より立候補についての考え方につきまして、お話がございました。続きまして田中委員お願いします。

仮番号６　私も、農業委員として６年間活動した中で、農業委員会の業務以外に、地域の農業者と一緒になって活動しないといけないとは重々分かっていますが、農業者の方がなかなか理解してくれない。都市近郊の農業ですからやり方によっては、水谷委員が言うようにいろいろすることができると思います。しかし高齢化が進み、後継者不足の中で、なかなか浸透していかないので、私は、今残っている農業者の方で地域の農業をどう再生していくかを話し合って集落営農に向かって考えていかなければならないと思っています。農業委員会の会長になると、県の会議等に出ることが多くなり、県内の状況、全国の状況を見ることがある。自分の町の農業は、自分たちでやる。というようにならないと長与町の農業は発展していかない。

特に荒廃農地については、高齢化し、後継者がいない中で、これをどうしていくか、行政と一緒にならないとうまくいかない。もし、私が会長となったらこのような考えの下活動していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

仮議長　ありがとうございました。お二人から力強い考え方、ご抱負を聞かせていただきました。
それでは、お二人を候補者とした選挙を行うことといたします。事務局から、選挙による投票手順について説明をお願いします。

事務局　選挙は、長与町農業委員会規程第４条の規定により、選挙管理者を定めて行うこととされております。その際、選挙管理者は年長の委員があたることを規定しています。従って、上杉委員にお願いいたします。
次に、投票立会人については、長与町農業委員会規程第５条により選挙管理者が委員の中から２名以上を会議に諮って、指名することになっていますので、２人を指名していただいてよろしいでしょうか。

選挙管理者　柿本香代委員と、山本純博委員を指名いたします。

仮議長　柿本委員と、山本委員の２人の指名がありましたが、皆さんよろしいでしょうか。

【異議無しの声あり】

仮議長　異議無しということでございますので、投票立会人に柿本委員と、山本委員が決定いたしましたので所定の位置に移動をお願いします。

仮議長　投票箱の確認をお願いします。

仮議長　ただ今、投票立会人による投票箱の確認が終わりましたので、事務局から、農業委員会会長の投票用紙を配布して下さい。

仮議長　投票用紙の配布が終わりましたので、各自、投票してください。

仮議長　ただ今、投票が終わりましたので、集計の準備をお願いします。

【選挙管理者、投票立会人により開票】

仮議長　ただ今、集計が終わりましたので、選挙管理者から結果発表をお願いします。

選挙管理者　それでは、開票結果を発表いたします。
水谷委員、９票。田中委員、３票。
よって、水谷委員が農業委員会の会長に当選されました。以上です。

仮議長　ただ今、選挙管理者より発表があったとおり、水谷委員９票、田中委員３票で、水谷委員が会長に当選しました。会長さんの決定により、農業委員会等に関する法律第５条第３項の規定により会長は会務を総理し、委員会を代表する。となっておりますので、これからの議事進行は、新会長さんにお願いすることとします。不慣れな中でございましたけれども、ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。早速退席いたしまして、新しい会長さんに進めていただくことと致します。ご協力ありがとうございました。

事務局　一旦、休憩いたします。

事務局　それでは、再開いたします。新会長さん、議事の進行をお願いいたします。

議　長　皆様、こんにちは。ただいま、会長という重責を担うようなことになりましたが、なにぶん、不慣れでございます。委員皆様方に、ご協力をいただきながら、長与町の農業の発展のために、一生懸命に頑張っていきたいと思いますので、３年間どうぞ宜しくお願いいたします。座って、議事を進めさせていただきます。

議　長　それでは、議事に入ります。第１号議案の農業委員会長の職務代理者の互選についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局　ただいま議題となりました、会長の職務代理者の互選につきましては、農業委員会等に関

する法律第５条第５項の規定によりまして、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは委員が互選した者がその職務を代理するとなっております。従いまして、委員さんの間で予め互選により決定しておくことが適当と思われますので議案として提出いたしました。
　この互選につきましても、会長の互選と同様に、選挙による方法と指名推選による方法とがありますのでよろしくお願いします。

議　長　　ただ今、事務局より説明がありましたが、互選の方法といたしまして、会長互選と同様、２つの方法がありますが、どのようにいたしましようか。
　仮番号９、古立委員。

仮番号９　　会長の指名推薦に一任します。

【異議無しの声あり】

議　長　　会長による指名との意見がございましたが、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　それでは、私の方から指名させていただきます。仮番号３、柳原委員に職務代理者をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。これに賛同される方は、挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございます。全員一致で柳原委員を職務代理者に決定することにいたします。

議　長　　次に、第２号議案議席の決定についてを議題とします。議席につきましては、長与町農業委員会総会規則第５条により、決定することになっています。抽選による方法で、決定してもよろしいか、事務局案があればそれを行うとなると思いますがいかがでしょうか。
　仮番号８、渡邉委員。

仮番号８　　事務局案でいいと思います。

議　長　　事務局案はありますか。

事務局　　抽選でお願いします。

議　長　　事務局は、抽選という事ですので、抽選で議席を決定いたします。事務局よりお願いします。

事務局　　まず、１番を会長の議席、２番を職務代理者の議席と決めさせていただきます。まず、くじを引く順番を決めるためのくじを引いてください。ではお願いします。

【くじ引き】

事務局　　次に、実際の議席の番号を決めるくじを引きます。よろしくお願いします。

【くじ引き】

議　長　　委員皆さんがくじを引き終えましたので、その番号の議席に着席をお願いします。なお、移動する際は、名札をもっていただき、議席の上に置いてある番号札の横に置いてください。

議　長　　以上で、第２号議案議席の決定について、を終わります。次に、３号議案ですが、その前に附属機関及び任意団体役員の決定などの説明を事務局からお願いします。

事務局　　それでは、第３号議案の前に説明させていただきます。

県に長崎県農業会議という法人があります。各県ごとに設置されている機関ですが、市町村に置かれている農業委員会と、日頃から密接な関係がありまして、農業に係わる事業や諮問機関としての役割を担っています。その会議は、会議員をもって構成すると規定されていますので、今回、会長になられた水谷勉さんに会議員のお一人になっていただきます。

次に、町の産業振興課所管の附属機関として、長与町農業振興協議会がございます。町の農業振興計画の樹立及び農業振興に関する事業の推進等を審議、調査することを目的としています。その中の委員を２名選出していただくことになりますが、委員構成は、農業委員会

の委員の立場で委嘱することとなっているようです。過去、農業委員会の会長と、職務代理者が当てられています。以上です。

議　長　　事務局の説明に対して、従来どおりでいいかどうか、ご意見を伺います。過去は、会長と職務代理者の当て職になっていたようです。

６番、田中委員。

６　番　　今、事務局から農業振興協議会の委員の選出について説明がありました。これまで、農業振興協議会の会長は、農業委員会の会長が当て職となっておりましたが、私のときに、役職が多すぎるので（氏名）さんへ会長をお願いした経緯があります。今後は、新会長とよく話をし、（氏名）さんとの問題が無いようにしてください。

議　長　　それでは、委員としては２名選出することにご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　では、そういうことでよろしくお願いします。

事務局　　次に、同じく附属機関として、長与町経営・生産対策推進会議がございます。その会議の委員に、１名選出することになっていますが、農業委員会の会長が構成員となっていますので、よろしくお願いします。会議では、関係機関、団体及び農業者を含む地域の関係者が、連携・調整を行い、本町農業の持続的な発展に必要な事業を計画的に推進することを目的としています。

次に、これも同じく附属機関として、長与町地域農業再生協議会がありますが、行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的にしています。この委員構成は、農業委員会の会長と職務代理者が構成員となっていますので、よろしくお願いします。

協議会等の委員については、最後になりますが、任意団体の長与町農作業労働災害対策協議会について、農作業中に怪我、災害等に遭遇したときに保険適用を行うための労災保険事務組合の母体組織です。その役員に、会長と５人の委員を推薦いたしますが、従来の決め方は、労災保険加入者の委員さんで地区代表を本川内地区、平木場・三根地区、吉無田・高田地区、丸田・嬉里地区、斉藤・岡地区のそれぞれの地区からお一人ずつお願いしておりました。また、会長は、同協議会の会長及び議長を兼任することになっております。以上です。

議　長　　会長以外の役員は、事務局が申し上げたとおり地区割になっておりますが、今回も地区割りでよろしいですか。

【異議無しの声あり】

議　長　　ここでしばらく休憩といたしますので、地区ごとに話し合って下さい。

議　長　　それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。本川内地区から、報告して下さい。

７　番　　柿本です。

議　長　　次に、平木場・三根地区。

４　番　　古立です。

議　長　　次に、吉無田・高田地区。

５　番　　辻田です。

議　長　　次に、丸田・嬉里地区。

１０番　　山本です。

議　長　　次に、斉藤・岡地区。

９　番　　渡邉です。

議　長　　それでは、各地区の担当委員さん、宜しくお願いします。

事務局　　そして、事務局からお願いがございます。長崎県農業会議からの斡旋で、全国農業新聞の購読をお願いしております。まだ、購読をされていない委員さんについては、申し込みをお願いします。申し込みは事務局までお願いします。購読料金は、月４回、金曜日発行で現在月額７００円です。

議　長　　続きまして、第３号議案長与町農地利用最適化推進委員の選任についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書の１ページをお開き下さい。第３号議案長与町農地利用最適化推進委員の選任についてご説明いたします。平成２９年２月２１日から平成２９年３月２１日まで農業委員と同じく推薦及び募集を行いました。農業委員会等に関する法律第１７条の規定により、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとなっておりますので、提案するものであります。なお、長与町農業委員会の委員の定数及び長与町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第３条について、推進委員の定数は、８人とすると定めています。推薦及び募集をした結果、８名となっています。

推薦の状況の受付番号１、中村栄治さん、受付番号２、田中光夫さん、受付番号３、森内忠嘉さん、受付番号４、梶尾厚さん、受付番号５、原口司さん、受付番号６、坂本謙二さん、受付番号７、尾﨑明光さん、そして、応募の状況の受付番号１、柳原弘さん以上８名でございます。

議　長　　事務局の説明が終わりました。ご意見並びに質疑等ございませんか。

９番、渡邉委員

９　番　　この議案書の中で、農業委員への応募の欄に〇番の方は「有」と表示してあるので、農業委員へも応募されていると思うが、農業委員はどのように選考したか教えていただきたい。

また、応募の方は、自分が推進委員になるということで応募したのか、それとも地域での協議をしてからの応募なのか、分かれば教えていただきたい。

議　長　　事務局、経過を説明してください。

事務局　　受付番号〇の（氏名）様につきましては、農業委員への推薦もございました。このため、評価委員会という組織を作り、そこで評価を行った結果、農地利用最適化推進委員をお願いするよう決定したという経過がございました。

応募の（氏名）さんにつきましては、地区での状況は把握しておりませんが、おそらく話し合いはされたと思われますが、応募については、個人からの立候補のような届けをいただいております。

議　長　　他にありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　質疑が無いようですので、賛否をとりたいと思います。議案第３号長与町農地利用最適化推進委員の選任について、議案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　全会一致ですので、原案のとおり決定致します。

本日は、長与町長招集によります、任命後初めての総会にあたり、皆様には、提案されました議案につきまして、慎重にご審議いただきありがとうございました。以上をもちまして、長与町農業委員会７月総会を閉会します。